

高松市狭あい道路拡幅整備要綱

平成 4 年 4 月 1 日
高松市告示第 1 6 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を促進し、もって良好な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 2 項の規定により市長が指定した道路又は市長がこの要綱を適用する必要があると認める幅員 4 メートル未満の道をいう。
- (2) 後退道路線 前号の規定によりみなされる道路の境界線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退道路線との間に挟まれた土地をいう。
- (4) 建築物等 法第 2 条第 1 号に規定する建築物及びこれに付随する擁壁、植栽等をいう。
- (5) 建築行為等 建築物等を建築し、又は築造することをいう。
- (6) 建築主等 建築物等を建築し、又は築造しようとする者及びその土地について権利を有する者をいう。
- (7) 角地等 法第 4 2 条第 1 項に規定する道路及び狭あい道路に接した土地又は同項に規定する道路と狭あい道路との間に挟まれた土地をいう。

(協議)

第 3 条 建築主等は、狭あい道路に接する敷地において建築行為等を行おうとするときは、狭あい道路の拡幅整備について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(後退道路線の明示)

第4条 建築主等は、建築行為等をしようとするときは、あらかじめ後退道路線を後退くいにより明示するものとする。

(後退用地の譲渡等)

第5条 建築主等は、後退用地を原則として無償譲渡するものとする。ただし、第3条の規定による協議により、市長がやむを得ないと認める後退用地については、無償使用とすることができる。

2 前項本文の規定による無償譲渡をしようとする場合において、当該後退用地に抵当権、質権、賃借権等が設定されているときは、建築主等は、自らこれを消滅させなければならない。

3 第1項ただし書の規定による無償使用とする後退用地は、建築主等の変更が生じた場合においても、当該使用を継承させなければならない。

(建築主等の責務)

第6条 建築主等は、後退用地を道路と一体利用できるようにしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

(助成等)

第7条 市長は、後退用地に係る門、塀、擁壁等の撤去又は移転に要する費用については、別に定めるところにより助成金を交付することができる。

ただし、助成金の交付を受けようとする者が自己に課された本市の市税のうち当該助成金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を完納していない場合は、これを交付しない。

2 市長は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、無償譲渡を受ける後退用地のうち、角地等については、別に定めるところにより買い取ることができる。

(測量等の費用負担)

第 8 条 市長は、後退用地に係る測量、分筆及び所有権移転登記に要する費用を別に定めるところにより負担することができる。ただし、無償使用の場合は、測量に要する費用に限るものとする。

(固定資産税の減免)

第 9 条 市長は、無償使用となる後退用地に係る固定資産税を減免することができる。

(後退用地の整備)

第 10 条 市長は、この要綱に基づく協議が成立し、諸手続が完了した後、後退用地を道路として整備するものとする。

(適用除外)

第 11 条 この要綱は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業については適用しない。

2 第 7 条及び第 8 条の規定は、法人が行う事業及び分譲又は賃貸を目的として行う事業については適用しない。ただし、国及び公共団体以外の者が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める開発許可に係る宅地分譲以外の事業を行い、かつ、後退用地を無償譲渡する場合は、この限りではない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から 施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

高松市狭あい道路拡幅整備要領

平成 4 年 4 月 1 日
高松市告示第 1 6 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高松市狭あい道路拡幅整備要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(協議の手続)

第 3 条 要綱第 3 条の規定による協議は、狭あい道路拡幅整備協議書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が成立したときは、狭あい道路拡幅整備同意書（様式第 2 号）を建築主等に交付するものとする。

(後退用地の手続)

第 4 条 建築主等は、後退用地を無償譲渡しようとするときは、あらかじめ寄附申込書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 建築主等は、後退用地を無償使用とするときは、あらかじめ無償使用承諾書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(助成の手続)

第 5 条 建築主等は、要綱第 7 条第 1 項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定通知書（様式第 6 号）により、その決定の内容等を建築主等に通知するものとする。

(助成金等の額)

第6条 要綱第7条第1項の規定による助成金の額は、後退用地に係る門、塀、擁壁等の撤去又は移転に要する費用について、四国地区用地対策連絡協議会物件移転標準書等による額の2分の1を基準として決定する。ただし、助成金の額は、70万円を限度とする。

2 要綱第7条第2項の規定により買い取る場合の金額は、1平方メートル当たり2,000円とする。

(助成金の交付)

第7条 建築主等は、後退用地に係る門、塀、擁壁等の撤去又は移転に着手したときは直ちに狭あい道路拡幅整備着手届(様式第7号)を、完了したときは直ちに狭あい道路拡幅整備完了届(様式第8号)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了届の提出を受けたときは、速やかに完了検査を行い、門、塀、擁壁等の撤去又は移転を確認した後、狭あい道路拡幅整備助成金交付指令書(様式第9号)により建築主等に通知し、助成金を交付するものとする。

(測量等の手続)

第8条 市長は、後退用地に係る測量、分筆又は所有権移転登記を、建築主等の委任状(様式第10号)により代行することができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。